半田市障がい者(児)バス運賃扶助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、障がい者(児) バス運賃扶助事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に 定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。

(実施内容)

第3条 この事業は、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、戦傷病者、被爆者及び精神障がい者が半田市の地区路線バス又は知多乗合株式会社の路線バスを利用する場合に、バス特別乗車証(以下「乗車証」という。)を交付することにより実施するものとする。

(受給資格者)

- 第4条 この要綱により障がい者本人に対する乗車証の交付を受けることができる者は、市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障がい者手帳の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生省 事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2 条に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第 45条に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、助成を 行わないものとする。

- (1) 半田市障がい者(児) タクシー料金助成事業実施要綱又は半田市外出支援サービス事業実施要綱の規定により、タクシー料金助成利用券(以下「タクシー利用券」という。)の交付を受けている者
- (2) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及 び後期高齢者医療保険料の滞納のある者。ただし、適切な納付誓約の提出があり、 確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りでない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、介助者用バス特別乗車証の交付を受けることができる。
 - (1) 第1項第1号に掲げる者のうち第1種障がい者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者
 - (3) 第1項第5号に掲げる者のうち障がい程度1級又は2級の者

(申請及び交付)

- 第5条 乗車証の交付を受けようとする者は、前条第1項各号に規定する手帳を提示 し、バス特別乗車証申請書(様式第1)に対象者の顔写真(原則として1年以内に 撮影したものに限る。)を添えて、市長に申請するものとする。
- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認 めたときは、乗車証を交付するものとする。

(適用区間及び運賃)

- 第6条 乗車証で乗車できる区間は、半田市の地区路線バスの運行区間又は知多乗合株式会社の路線バスの運行区間とする。
- 2 前項により乗車証を利用した場合の運賃は、無料とする。
- 3 障がい者を介助する者に対する乗車証は、前条第1項で乗車証の交付を受けた障がい者と同一乗車する場合で1人に限り有効とする。

(乗車証の種類)

第7条 乗車証の種類は、障がい者本人用及び介助者用とする。

(使用制限)

第8条 乗車証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、乗車証を通勤を 含む営利目的のために使用してはならない。

(乗車証の返還)

第9条 市長は、受給者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、乗

車証の返還を求め、又は交付を停止することができる。

- (1)乗車証の提示を拒否した場合
- (2) 使用制限外の使用をした場合
- (3) 乗車証を他人に譲渡した場合
- 2 受給者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに乗車証を 市長に返還するものとする。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 本市に住所を有しなくなったとき。
 - (3) 受給資格者でなくなったとき。
 - (4) 有効期限が経過したとき。
- 3 受給者が、タクシー利用券の交付を受けようとする場合は、タクシー利用券の交付を申請する年度より前に乗車証を市長に返還しなければならない。

(注意事項)

- 第10条 受給者が、乗車証を使用して乗車する場合は、次の事項を必ず遵守しなければならない。
 - (1)乗車証は、必ず乗務員(運転手)に提示すること。
 - (2) 障がい者が介助者とともに乗車する場合は、介助者も乗車証を提示すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年7月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年7月5日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

バス特別乗車証申請書

年 月 日

丰	田市	「	Ċ	悚										
						盽	計	者						
							(受給)	資格	者が1	8歳未満	の場合	合はその傷	よ護者 かんきん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん	á)
							氏 名					(続柄)
							連絡分	七	()		_		
次のとおり障がい者(児)バス特別乗車証の交付を申請します。														
ふり	がな									上生年				
受給									月日日		年	月		
住	所	半日	田下	Ħ										
介助す	者用バス	特別	J乗	車証	-							V. #		~
※身障手帳1種、療育手帳A~C判定、精神手帳1・2級の方を介助する方のみ											のみ	必要	 不要 	
同意欄	本申													
	・市税等の納付状況を市担当者が調査すること。													
	・障がい者(児)タクシー料金助成利用券及び高齢者タクシー料金助成利用券													
	の交	付を	受	けて	いない	こと	0							
	・通勤	を含	む	営利	目的の	ため	に使月	制し	ないこ	と。				
	・介助者単独での使用は不可とすること。													
	受給資格者													
	(受給資格者が18歳未満の場合はその保護者)													
※事務処理欄 本人用 乗車証番号									介助者用 乗車証番	•				